

1 規則等の題名

放置車両確認事務の委託に関する規則（平成17年高知県公安委員会規則第13号）の一部改正

2 根拠法令・条項

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）

3 規則等の制定日

令和4年10月1日（土曜日）

4 結果公示の日

令和4年9月30日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

法改正に伴う法条文の整理であり、意見公募手続を必要としない軽微な変更該当

7 規則等の概要

- 放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則
- 新旧対照表

8 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部交通指導課  
TEL：088-826-0110（代表）

-----  
**公安委員会規則**  
-----

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

**高知県公安委員会規則第12号**

**放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則**

放置車両確認事務の委託に関する規則（平成17年高知県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式、別記第10号様式裏面及び別記第17号様式中「第119条の3第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

新旧対照表

新  
放置車両確認事務の委託に関する規則（抜粋）

旧  
放置車両確認事務の委託に関する規則（抜粋）

別記  
第4号様式（第2条関係）

別記  
第4号様式（第2条関係）

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 略
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人
  - (1) 略
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - (3)～(6) 略

高知県公安委員会 様

年 月 日

(主たる事務所の所在地)  
(名 称)  
(代 表 者 の 氏 名)

備考 略

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 略
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人
  - (1) 略
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - (3)～(6) 略

高知県公安委員会 様

年 月 日

(主たる事務所の所在地)  
(名 称)  
(代 表 者 の 氏 名)

備考 略

第10号様式（第9条関係）

（表面） 略

（裏面）

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

1・2 略

3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

4～8 略

略

略

第10号様式（第9条関係）

（表面） 略

（裏面）

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

1・2 略

3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

4～8 略

略

略

第17号様式（第14条関係）

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハマまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

1・2 略

3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

4～8 略

高知県公安委員会 様

年 月 日

(住 所)  
(氏 名)

備考 略

第17号様式（第14条関係）

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハマまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

1・2 略

3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

4～8 略

高知県公安委員会 様

年 月 日

(住 所)  
(氏 名)

備考 略